

東海農政局交渉（全農林東海地本東海農政局分会）

議 事 要 旨

1. 開催日時：平成22年2月4日（木）18:20～18:45

2. 開催場所：東海農政局第1会議室

3. 出席者：

東海農政局

小松米夫	総務部長
北村 巖	総務部次長
鈴木輝司	人事課長
大坂浩之	人事課課長補佐
中島利夫	人事課管理官
平田法幸	人事課管理係長
木曾川水系土地改良調査管理事務所	太田勝也 所長
	近藤 平 庶務課長
土地改良技術事務所	中野拓治 所長
	山本文生 庶務課長

全農林東海地本東海農政局分会

大宮健二	委員長
大堀和郎	副委員長
松尾哲二	書記長
矢野哲也	書記次長
石黒正之	財政部長
河原崎全由	執行委員
西田満夫	執行委員
加藤晃司	執行委員
岩月一重	執行委員
菅田広靖	執行委員
中脇靖雅	執行委員

4. 議 題：超過勤務縮減について

（全農林東海地本東海農政局分会提出 別添「要求書」）

5. 議事概要

○鈴木人事課長：交渉に先立ち、国家公務員法第108条の5の規定に基づく予備交渉段階で取り決めた事項を報告する。全農林東海地本東海農政局分会から提出された要求事項が「新たな労使関係の構築に関する基本方針」Ⅱの1の(3)に定められた要件を満たし、交渉対象とする事項は、「超過勤務縮減に向けた実効ある対策を示し、超過勤務を縮減すること。」とし、その他の事項については、東海農政局の権限外事項であること、管理運営事項、並びに大臣官房秘書課長が中央段間の職員団体との間で意見交換を行う場を設けるとしている事項に該当していることから、要望事項として接受するとの整理をした。それを前提として、これより交渉を開始する。

○松尾書記長：読み上げて、要求書の提出とする。全農林東海地本東海農政局分会要求第1号、各所属所長殿。要求書。非現業全農林労働組合東海地方本部東海農政局分会はこの間の無許可専従問題を機に起こった様々な批判を厳粛に受け止め、コンプライアンスを重視した組合運動の原理原則に基づく活動に回帰し、分会運営を行っている。農林水産省当局と全農林労働組合の間で、新たな労使関係を構築する中、管理運営事項や上部機関で交渉済みの課題について、分会段階では交渉の対象としないと整理されたことを受け、秋季段階の職場要求として下記のとおり要求事項を取りまとめたので回答をいただきたい。記Ⅰ. 超過勤務縮減等に係る課題について、1. 超過勤務縮減に向けた実効ある対策を示し、超過勤務を縮減すること。

超過勤務問題においては、既に未払いが出ている。労働者としては、労働した対価はきちっと支払っていただきたい。無定量的な超過勤務の増加で体力的に限界を感じている方もいる。しっかりとした対策を講じ、超過勤務を縮減し、みんなが元気に仕事に励めるよう努力をお願いしたい。

予備交渉の中で交渉事項とならないとされた事項について、全て組合側として理解した訳ではない。ただ、そのところで意見を出し合っても統一の見解になることはないと思うので、今回のところは予備交渉で当局が交渉の対象とならないとした事項は、要望書に書かせていただいた。しかし、今までの公務員の労組と当局との判例等を見ると、中身で言うと、例えば、「職員の住宅を求める措置要求」や「職場環境の整備についての措置要求」、「管理運営事項によって受ける勤務条件」等については、交渉の対象となると整理されているところもある。今回も管理運営事項ではあるが、職員の労働条件に係わるところが要望書の中に多々あると思うので、その点は再度検討いただき、来年、次回の交渉には、少しでもテーブルに乗せていただけるよう期待をしている。

○大宮委員長：後ほど、回答を頂くということで、今回からこのようなスタイルになり、こちらも不慣れな部分があるが、その所はこれからお互いにやり方も含め、書記長が対

応する。

超過勤務について、回答を頂くわけだが、職場では職員が病気で休まれたりしている。健康面・精神面があるが、ここの要因の一つに超勤問題もあるのではと思っている。最近、病気にかかる方が多い。そして、超勤もいろいろな要因があるので、そこをきっちりと整理してお互いにやれる部分があると思う。当局として、業務運営に係るところは正に管理運営事項でやっている訳で、一つずつ対応をしていただきたい。

○小松総務部長：それでは、回答をさせていただく。今回の交渉は、「新たな労使関係の構築に関する基本方針」が作成されて以来、初めての交渉であるが、基本方針を定めるに至った経緯を考え、また、基本方針の趣旨に則って交渉を行って参りたい。

超過勤務については、基本的には不要不急の超過勤務の防止に努めると共に、やむを得ず超過勤務をする場合も必要最小限に止めることが最も重要であり、管理者をはじめ、個々の職員が意志と意欲を持って取り組むことが重要であると考えている。当局においては、従来から超過勤務縮減に向けた様々な取り組みを行ってきたが、今年度も4月の部課長会議において「超過勤務の内容を把握し、事前命令を徹底すること。」等の申し合わせ事項を確認し、徹底に努めている。更に10月1日から1週間、「国家公務員超過勤務縮減キャンペーン」を実施し、職員への周知を庁内放送・ノーツ掲示板への掲載等により行うと共に、定時退庁を促す取り組みを行ってきた。また、管理者等に対する啓発・指導、意識調査等にも取り組んできた。

本年度の上半期には、昨年度に比べ超過勤務時間が増加していたこともあり、10月2日には、3月に引き続き、緊急に「東海農政局超過勤務縮減対策検討委員会」を開催し、事前命令の徹底、定時退庁日における管理者の定時退庁の巡回指導、業務改善・見直し等による業務の平準化及び支援体制の整備等の従来の取り組みに加え、更なる取り組みとして「各部長等は、毎月の局議において、当該部室における各管理者別の超過勤務縮減に向けた業務の見直しを含む具体的な改善策を報告する。」ことを決定し、毎月取り組んでいるところである。

また、平成21年10月から人事評価が施行され、東海農政局の目標に「管理職による業務スケジュールの管理、業務の柔軟な見直し等による業務の平準化、事前命令の徹底等による超過勤務の縮減」が明記されていると共に、各管理者の業務目標にも「超過勤務の縮減目標」を立てるところである。

平成21年10月以降、超過勤務縮減に積極的に取り組んだ結果、10月から12月においての一人当たりの月平均超過勤務時間数は、昨年度同月及び本年度上半期に比べ、共に減少しており、一定の成果が上がってきている。引き続き、超過勤務縮減に取り組んで参りたい。

いずれにしても、過度の超過勤務は、先程、委員長が言われたとおり、心身の健康を

損ねるばかりか、生活のゆとり感を損失させ、ひいては公務能率にも悪影響を及ぼすため、今後も局議や部課長会議等において、超過勤務縮減に向け指導に努めて参りたい。

○太田木曾調所長：超過勤務の縮減に向け取り組むことは、重要であると考えている。農政局の部課長会議の申し合わせ事項及び東海農政局超過勤務縮減対策検討委員会の決定を受け、当事務所においても超過勤務縮減対策委員会、管理職会、職員全体を含めた全体会議においても次の取り組みを確認し、実行している。具体的には、①全省庁一斉定時退庁日の毎週水曜日、定時退庁促進日の金曜日を定時退庁日と定め、早期退庁を管理者により呼びかけている、②農村振興局と局整備部と連携して、月1回の完全定時退庁日を定め、定時退庁日に取り組んでいる、③不要不急の超過勤務を防止するため、事前命令の徹底を図っている、④特定部署に業務量が集中しないよう、平準化を図る対策も講じている。今後、超過勤務を更に縮減していくためには、計画的に業務を進めること、業務の更なる効率化等の見直しを徹底して進めていくことが重要であると考えている。管理職が先頭に立って取り組むことはもとより、職員全員が知恵を出し合い、工夫し取り組んでいくことが、実効性を高める上で必要と考えている。また、当事務所における超過勤務の実態については、平成21年度12月末までの職員一人当たりの月平均超過勤務時間は、前年度と比べ約1割弱の減少となっており、一定の成果が上がっている。年度末を控え、各種業務が追い込みに入るところであるが、引き続き、超過勤務縮減に向けて取り組んで参りたい。

○中野土地改所長：超過勤務縮減については、農政局での取り組みに準じて、土地改においても、業務管理を含めやっていきたいと考えている。当事務所においては、超過勤務縮減のより一層の取り組み強化を図るため、毎月の定例会において超過勤務縮減にむけた業務計画や検討を行っており、前年度に比べ減少に向かっており、今後も引き続きこの定例会の中で、より実効性のある対策を毎月検討しながら実行して参りたい。

今後、超過勤務を更に縮減していくためには、管理者がより一層先頭に立って取り組むと共に、既存業務の更なる見直しを徹底して行うことが重要と考える。管理職はもとより職員を含めた意識統一を図りながら、知恵を出し合い工夫し、取り組んで参りたい。

○大宮委員長：回答を頂いたが、昨年10月から超過勤務縮減の実績が現れたということで、それはそれできっちり取り組みとして現れているとは思いますが、そこから出てくる背景があると思うので、そこもしっかり見て欲しい。縮減対策の良い点は採っていただき、議論しなければならない。ただ、健康面の問題、不払いは絶対に作らないということのを要請しておく。そういう意味で、不要不急の超過勤務はやらない、そういう人を作らないということ。特に、局や事業所でもそうだが、単独で出来ることは少ない。本省

の関係、あるいは出先の関係、それぞれの関係・横の関係などいろいろな要因が絡んで超過勤務になるのだが、ここの調整を十分やってもらうことにより、ある程度、前向きな対策になると思う。そういうことをやってきたのだと思うが、かけ声倒れにならないようやっていただきたい。これから、新しい政策の中で、いろいろな新しい課題、米トレ・戸別所得補償など農政局・農林水産省あげての話だが、緊急のところは動きが速いので、十分対応をしていただきたい。

分会は、現在、春闘時期でアンケートを取っている。その中に、労働時間に対する意見や働き方、健康の問題や業務の問題についても問うている。今日、間に合わせたかったが、間に合わなかったので、後で資料と言うことで提出するので、当局の対策の参考にしていきたい。

○松尾書記長：回答を頂きありがとうございました。総務部長から「個々の職員が意欲を持って主体的に取り組んでほしい」と話があった。今、管理職と職員の良い関係が崩れつつあると思う。というのは、4月人事の話で、特に食糧・統計職域の方は厳しい面談をされたところもあり、超過勤務についても主体的に「縮減をするぞ。」と言う意識を高めるには、管理職と職員の良い信頼関係の上に立たないとなかなか言うことを聞かないと思う。とりまとめた組合員の意見は11月末なので、この間、当局のいろいろな説明が足りなかったと私は思う。その間の意見は、反映されていないので、現時点で再度今、意見集約をすれば、かなり厳しい意見が上がってくるのではと思う。また、集約できなかった意見も多々あると考える。超過勤務の課題の中にも書いてあるが、超過勤務をするなと言うと、丁寧な仕事が出来なくなることを排除できない。国民視点に立ち、いかにサービスを向上させるかを考えると、ある程度、時間が掛かる部分があるので、そこを厳しくするとどこかに歪みが来ると思う。いかにサービスの質・仕事の質を落とさずに、超過勤務を縮減するかと言うことをある程度、考えないといけない。しっかり管理職が仕事の状況を把握し、無理の無い様に。このような言い方をすると適切だが、余裕を持って超過勤務に突入せず帰る方もあるし、余裕はないが帰れと言われるから帰る方もあるし、間に合わずに超過勤務に突入する方もある。そこをうまく使い、余裕を持っている方に仕事を割り振って、全体に丁寧な仕事になるように管理職として見てもらい、まわりを調整してもらわないと、一律的に、みんな超過勤務をやめろということをやると、持っている仕事によっては、時間外で仕事をせざるを得ないので、そこは考えて見ていただきたい。

○小松総務部長：まず、委員長が言われたように、不要不急の超過勤務は「百害あって一利無し」だと思っている。超過勤務の要因としては、本省との並びや横の並びなどいろいろな因果関係で増えているところがあるので、各所属でそのようなことにならない

ように注意してやらなければならないのは当然だと思っているし、やっている。更に、新しい業務についても話があるので、しっかり準備をして超過勤務につながらないようにしていくことが、私ども管理職の努めだと思っている。それは賛同する。

超過勤務をしないと丁寧な仕事が出来ないということにはならない訳で、サービスの質を落とさないように、更には業務にも影響を与えないように注意して、業務の平準化を図るのは管理者の一番の努めと思っている。そこについては、相当厳しく言っているつもりであるが、更に厳しく言って参りたい。

(以 上)

09全農林東海農政局分会要求1号
2010年2月4日

東海農政局長
竹 森 三 治 殿

全農林労働組合東海地方本部
東海農政局分会
委員長 大 宮 健



要 求 書

非現業全農林労働組合東海地方本部東海農政局分会はこの間の無許可専従問題を機に起こった様々な批判を厳粛に受け止め、コンプライアンスを重視した組合運動の原理原則に基づく活動に回帰し、分会運営を行っている。農林水産省当局と、全農林労働組合の間で、あらたな労使関係を構築する中、管理運営事項や上部機関で交渉済みの課題について、分会段階では交渉の対象としないと整理されたことを受け、秋期段階の職場要求として下記のとおり要求事項を取りまとめたので回答をいただきたい。

記

I 超過勤務縮減等に係る課題について

- 1, 超過勤務縮減に向けた実行ある対策を示し、超過勤務を縮減すること。

以 上

09全農林東海農政局分会要求1号

2010年2月4日

土地改良技術事務所長

中野 拓治 殿

全農林労働組合東海地方本部

東海農政局分会

委員長 大宮 健



要 求 書

非現業全農林労働組合東海地方本部東海農政局分会はこの間の無許可専従問題を機に起こった様々な批判を厳粛に受け止め、コンプライアンスを重視した組合運動の原理原則に基づく活動に回帰し、分会運営を行っている。農林水産省当局と、全農林労働組合の間で、あらたな労使関係を構築する中、管理運営事項や上部機関で交渉済みの課題について、分会段階では交渉の対象としないと整理されたことを受け、秋期段階の職場要求として下記のとおり要求事項を取りまとめたので回答をいただきたい。

記

I 超過勤務縮減等に係る課題について

- 1, 超過勤務縮減に向けた実行ある対策を示し、超過勤務を縮減すること。

以 上

09全農林東海農政局分会要求1号

2010年2月4日

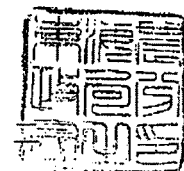
木曾川水系土地改良調査管理事務所長

太田 勝也 殿

全農林労働組合東海地方本部

東海農政局分会

委員長 大宮 健



要 求 書

非現業全農林労働組合東海地方本部東海農政局分会はこの間の無許可専従問題を機に起こった様々な批判を厳粛に受け止め、コンプライアンスを重視した組合運動の原理原則に基づく活動に回帰し、分会運営を行っている。農林水産省当局と、全農林労働組合の間で、あらたな労使関係を構築する中、管理運営事項や上部機関で交渉済みの課題について、分会段階では交渉の対象としないと整理されたことを受け、秋期段階の職場要求として下記のとおり要求事項を取りまとめたので回答をいただきたい。

記

I 超過勤務縮減等に係る課題について

- 1, 超過勤務縮減に向けた実行ある対策を示し、超過勤務を縮減すること。

以 上